

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下「当法人」という。）が、「法」（第2条第14項に定義する法をいう。）、「政令」（第2条第15項に定義する政令をいう。）、「規則」（第2条第16項に定義する規則をいう。）及び「ガイドライン」（第2条第17項に規定するガイドラインをいう。）に基づき、当法人の取り扱う個人データ（第2条第5項に定義する個人データをいう。）の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ②個人識別符号が含まれるもの
- 2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - ②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 「個人情報データベース等」とは、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。
 - ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
 - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。
- 5 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）
 - ④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- 6 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。
- 7 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。
 - ① 6月以内に消去することとなるもの
 - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ⑤ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

- 8 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 9 「従業者」とは、当法人の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、理事、監事、派遣社員等も含まれる。
- 10 「事務取扱責任者」とは、当法人の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。
- 11 「事務取扱担当者」とは、当法人内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
- 12 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- 13 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 14 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
- 15 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。
- 16 「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。
- 17 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）を総称したものをいう。

第 2 章 安全管理措置

第 1 節 組織的安全管理措置

（事務取扱責任者等）

第 3 条 事務局を当法人における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

- 2 当法人に、事務取扱責任者 1 人を置く。
- 3 事務取扱責任者には、理事長が指名する事務局員をもってこれに充てるものとする。

（事務取扱責任者等の任務）

第 4 条 事務取扱責任者は、当法人における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、次の業務を所掌する。
 - ① 本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知

- ② 個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施
 - ③ 個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
 - ④ 管理区域及び取扱区域の設定
 - ⑤ 個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - ⑥ 個人データの取扱状況の把握
 - ⑦ 委託先における個人データの取扱状況等の監督
 - ⑧ その他当法人における個人データの安全管理に関すること
- 3 事務取扱責任者は個人情報の取得及び個人データを適切に管理する任に当たり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める責任を負う。
- 4 事務取扱責任者は、法令遵守の観点から、事務取扱担当者に対して指導、助言する。

(事務取扱担当者等の監督)

第5条 事務取扱責任者は、個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第6条 事務取扱担当者は、当法人の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の細則並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、ガイドライン、本規程又はその他の細則に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(本規程に基づく運用状況の記録)

第7条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、システム上で下記の事項をログとして記録する。

- ① 個人情報の取得及び個人情報データベース等への入力状況
- ② 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- ③ 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- ④ 個人データ等の削除・廃棄記録
- ⑤ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(取扱状況の確認手段)

第8条 事務取扱担当者は、個人情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、「個人情報管理台帳」に以下の事項を記録するものとする。なお、個人情報管理台帳には、個人データ自体は記載しないものとする。

- ① 個人情報データベース等の種類、名称
- ② 個人データの範囲
- ③ 利用目的
- ④ 記録媒体
- ⑤ 保管場所（管理区域）
- ⑥ 責任者
- ⑦ 取扱部署
- ⑧ 事務取扱担当者（アクセス権者）
- ⑨ 保存期間
- ⑩ 削除・廃棄方法

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示）に基づき、別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

(苦情への対応)

第10条 事務取扱担当者は、法、ガイドライン又は本規程に関し、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第11条 事務取扱責任者は、1年に1回以上の頻度で又は臨時に第7条に規定する個人データの運用状況の記録及び第8条に規定する個人情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。

- 2 事務取扱責任者は、前項の確認の結果及び次条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(教育・研修)

- 第12条** 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。
- 2 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。
 - 3 当法人は、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

第3節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

第13条 当法人は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫等を行うことにより、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第14条 当法人は管理区域及び取扱区域における個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、個人データを取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第15条 当法人は個人データが記録された電子媒体又は書類等の持ち運び(個人データを、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。)は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持ち運び」とは、個人データを、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持ち運びに該当するものとする。

- ① 個人データに係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
 - ② 利用目的の範囲で個人データを利用する場合
- 2 前項により個人データが記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、「個人データ持ち運び記録簿」に記録するとともに、以下の安全策を講じるものとする。
- (1)個人データが記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法
 - ① 持ち運びデータの暗号化
 - ② 持ち運びデータのパスワードによる保護
 - ③ 追跡可能な移送手段の利用
 - (2)個人データが記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法
 - ① 封緘、目隠しシールの貼付

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第 16 条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
 - ② 事務取扱担当者は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
 - ③ 事務取扱担当者は、個人情報データベース等、中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
 - ④ 個人データを取り扱う情報システムにおいては、法令及び当法人が別途定める保存期間期間経過後の毎年度末に個人データを削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - ⑤ 個人情報に記載された書類等については、当該関連する書類等について当法人が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人データ若しくは個人情報データベース等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、「個人データの運用状況記録票」に記録するものとする。削除・廃棄の記録としては、個人情報データベース等の種類・名称、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該個人データ自体は含めないものとする。

第4節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第17条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第18条 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワードの識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第19条 当法人は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第20条 当法人は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

- ① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。
- ② 個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。
- ③ 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

第3章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取得・保有等

(利用目的の特定)

第21条 当法人は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第22条 当法人は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第23条 当法人は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、保護法 76 条 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- 六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 七 法第 23 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(データ内容の正確性の確保等)

第 24 条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第 2 節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

- 第 25 条** 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第 1 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 当法人より利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(第三者提供をする際の記録)

第26条 当法人は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第25条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 第三者に個人データの提供をする場合の記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によるものとする。
- 3 前項の記録は、次項又は第5項に該当する場合を除き、第三者へ個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。
- 4 第2項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供をしたことが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 5 第2項の記録は、役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者へ個人データの提供をしたときの記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第27条 当法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第25条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

- ① 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
 - ② 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 当法人は、第三者から個人データの提供を受ける際の方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	方法
① 前項1号に該当する事項	個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
② 前項2号に該当する事項	個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

- 3 前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確認(当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)

を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によるものとする。

第4章 保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

第28条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を事務局に置き、当法人における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

① 住所

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-14 ユニテビル 5階

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会 事務局

② 電話番号 03-5804-2611

③ 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

午前9時～午後5時

(保有個人データに関する事項の公表等)

第29条 当法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護基本方針」掲示をインターネットホームページに行うこととする。

一 当法人の名称

二 全ての保有個人データの利用目的

三 次項、次条第1項、第31条第1項、第32条第1項又は同条第2項の規定による請求に応じる手続

四 当法人が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

3 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第30条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が

識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)に係る請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、当法人は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第 31 条 当法人は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第 32 条 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、同法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 当法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため

必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(苦情処理)

第 33 条 当法人は、当法人における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 苦情処理に関する当法人の態勢整備は、第 10 条に定めるところに従う。

第 5 章 個人データの委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第 34 条 当法人は、個人データの全部又は一部の委託する場合には、当法人自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における個人データの取扱状況の把握

3 前項第 1 号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドライン「8（講ずべき安全管理措置の内容）」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

4 第 2 項第 3 号の「委託先における個人データの取扱状況の把握」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。

① 秘密保持義務に関する規定

② 事業所内からの個人データの持出しの禁止

③ 個人データの目的外利用の禁止

④ 再委託における条件

⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

⑥ 委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定

⑦ 従業者に対する監督・教育に関する規定

⑧ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定

⑨ 個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定

⑩ 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

5 当法人は、委託先の管理については、事務局を責任部署とする。

- 6 当法人は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、必要に応じてモニタリングをするものとする。
- 7 当法人は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当法人に報告される体制になっていることを確認するものとする。
- 8 委託先は、当法人の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 9 当法人は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 10 当法人は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第6章 雑則

(規程の細目及び運用)

第35条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

平成29年6月21日制定